

公用車の定期点検整備の励行について

国土交通省は、自動車の点検整備の確実な実施を推進するため、「自動車点検整備推進運動」等において、自動車ユーザーに対し啓発活動等を行ってきているところです。

今般、その取組みの一環として、点検整備を率先して行うべき公用車について、定期点検整備の確実な実施を働きかけるとともに、以下のとおり定期点検整備の実施状況について調査を行い、その結果をとりまとめましたので、公表いたします。

今回の調査の結果、未実施のものがあつたことから、その実施を徹底するとともに、翌月から始まる自動車点検整備推進運動の強化月間において、公用車の定期点検整備の励行を重点項目として位置づけ、呼びかけていくこととしています。

1. 調査対象

平成23年4月1日において、中央省庁等が保有する公用車[※]。

〔※公用車は、連絡用車両（いわゆる3，5，7ナンバーのセダン又はステーションワゴンタイプのもの）を対象とし、また、廃車予定の車両で未使用のものや東日本大震災関連の使用等によるものについては除外しています。〕

2. 調査結果

	保有台数	実施	実施率(%)
中央省庁（本庁舎） ^{※1}	656	656	100
国土交通省（外局及び地方支分部局等を含む） ^{※2}	2997	2972	99.2
地方公共団体 ^{※3}	4776	4167	87.2
合計	8353	7719	92.4

〔※1：中央省庁については、国土交通省本省を含め、本庁舎が保有する公用車を調査対象としています。
 ※2：本省、外局及び地方支分部局等が保有する公用車を調査対象としています。
 ※3：地方公共団体については、各都道府県（東日本大震災で被災している岩手県、宮城県及び福島県を除く。以下同じ。）及び各都道府県にある1市町村の本庁舎が保有する公用車を原則として調査対象としています。〕